

黒板・白板・掲示板 検査実施要領

第5版

制定日：2012年7月1日(初版)

改定日：2012年8月15日(第2版)

2012年8月30日(第3版)

2012年12月6日(第4版)

2018年4月26日(第5版)

1. 目的

お客様に安全に、かつ安心して、末永くご使用いただくため、製品及び施工に対する適正な要求事項を定めること、及びこれらの要求事項が満たされているか、検証する各検査の手順を明確化すること。

2. 適用範囲

- 1) 黒板・白板・掲示板製品
- 2) 上記製品の新規搬入・設置及び貼り替え業務

3. 定義

- 1) 製品検査：納品された製品が、顧客要求事項を満たし、かつ協同組合関東黒板工業会(以下「黒板組合」と表記する)が定めた検査基準を満たすことを検証する。
- 2) 施工検査：製品が適正に据え付けられ、かつ「黒板組合」が定めた検査基準を満たすことを検証する。

4. 検査時期

施工実施者による自主点検の後より、顧客への引き渡し前までに実施する。

5. 検査担当者

検査は「黒板組合」が、製品検査規定第五条により認定した検査員が実施する。

6. 検査の実施要領

6. 1 検査の合否判定基準と検査方法

製品検査及び施工検査の合否判定基準と検査方法は、「検査合否判定基準及び検査方法」(様式1)に定める。

6. 2 製品の検査の状態の識別について

検査の状態は、下記により識別する。

- 1) 合格品…「黒板組合」が定める、品質保証シールを貼付する。貼付位置は、原則として製品上部左右のいずれか、筆記・掲示表面またはアルミ枠表面とする。
- 2) 未検査品…未検査品には品質保証シールを貼付しない。
- 3) 不適合品…不適合品には、「不合格」と表示されたステッカーを貼付する。黒板製造業者は、可能であれば取り外しの上、工事現場内に確保された不適合品置き場に置く。

6. 3 検査の記録

- 1) 検査担当者は定められた合否判定基準と検査方法に則って製品検査及び施工検査を実施し、別に定める「検査報告書」(様式2-1)及び「検査明細報告書」(様式2-2)に

遺漏なく検査結果を記入する。

- 2) 検査担当者は検査報告書に使用した品質保証シールのシリアルナンバーを記入する。
- 3) 検査担当者は検査終了後、「品質保証シール管理台帳」(様式3)に使用したシールの枚数・シリアルナンバー等を記入する。

6. 4 検査完了報告

- 1) 検査員はすべての検査が完了したのち、「黒板組合」事務局に「検査報告書」(様式2-1)及び「検査明細報告書」(様式2-2)を提出する。
- 2) 「黒板組合」事務局は「検査報告書」(様式2-1)及び「検査明細報告書」(様式2-2)の内容を精査・妥当性が確認の上承認し、黒板製造業者に承認済みの「検査報告書」(様式2-1)及び「検査明細報告書」(様式2-2)を送付する。
- 3) 施工実施者は必要に応じ、「検査報告書」(様式2-1)及び「検査明細報告書」(様式2-2)を顧客に提出する。

7. 不適合品の処置と再検査

製造・納品業者は、不適合品について、検査員の承認を得た上で、手直し及び一部又は全部交換等の処置をとることができる。

検査員は、検査において不適合と判定され、手直し及び一部又は全部を交換した製品及び施工について、再検査をおこなう。再検査の要領は前項による。

8. 記録の保管

下記文書を記録文書とし、担当部門が期限まで保管する。

記録文書	保管期限	保管担当部門
「検査報告書」(様式2-1)の写し	10年	組合事務局
「検査明細報告書」(様式2-2)の写し	10年	組合事務局
「品質保証シール管理台帳」(様式3)	5年	検査担当者

9. 主管部門

本要領の主管は、「黒板組合」とし、黒板組合の理事会は必要に応じてこれを制定・改定するものとする。